

保育園給食 異物混入対応マニュアル

令和3年3月
軽井沢町こども教育課

目 次

- 1 こども教育課における対策
 - (1) 食材の購入
- 2 保育園給食調理委託業者における対策
 - (1) 食材の検収
 - (2) 検収時に異物を発見した場合の対応
 - (3) 給食施設及び設備の点検
 - (4) 調理器具等に破損を発見した場合の対応
 - (5) 調理過程
 - (6) 調理作業中に異物を発見した場合の対応
 - (7) 衛生教育
- 3 保育園における対策
 - (1) 保育園内での衛生管理
 - (2) クラスにおける給食時の対応
- 4 食の安全に対する指導【異物混入事故発生時の対応】
 - (1) 非危険異物の場合
 - ①保育園の対応
 - ②保育園給食調理委託業者の対応
 - ③こども教育課の対応
 - (2) 危険異物の場合
 - ①保育園の対応
 - ②保育園給食調理委託業者の対応
 - ③こども教育課の対応
 - ④改善策の検討

【保育園給食異物混入対策委員会】

保育園給食は、園児等に、栄養バランスのとれた安全で安心できる食事を提供し、心身の健康な発達に資するとともに、食に関する正しい知識を養う上で重要な役割を果たすものである。

そのためにも保育園給食は、栄養と安全が適正に管理されなければならない。中でも、集団給食業務における衛生管理上重要なことは、食中毒発生と異物混入の防止である。

町では、町立保育園の調理室において調理、提供される給食について、特に予期せぬことで異物混入のおそれがあることから、次のとおり対応マニュアルを定め、その対策を講じることとする。このマニュアルに定めのない事項が発生した場合は、関係者で協議のうえ、迅速に対応することとする。

対応マニュアルを作成する目的は、当事者の責任、過失の有無について問責することではなく、住民課・保育園給食監理委託業者・保育園の三者が、それぞれ異物混入を発生させない体制づくりに努めるとともに、保育園給食のすべての関係者が協力し、安全で安心できる保育園給食を提供することである。

1 こども教育課における対策

(1) 食材の購入

- ① 施設の衛生管理状況及び食品の取扱い方法が良好で、衛生上信用のできる食品納入業者を選定する。
- ② 食品納入業者と緊密に連絡し、保育園給食の意義、役割及び衛生管理のあり方について意見交換を行い、衛生管理の啓発に努める。
- ③ 購入に当たっては、衛生管理に関する事項を取り決め、食品納入業者の衛生環境の整備等についての自主的な取組を促す。
- ④ 食品納入業者の衛生管理の状況を定期的に確認する。
- ⑤ 原材料及び加工食品について、製造業者又は食品納入業者が定期的に実施する微生物及び理化学検査の結果又は生産履歴等の記録を、必要に応じて提出させる。
- ⑥ 異物の混入した食品を納入した場合は、その程度により納入停止又は登録の取消措置をとる。
- ⑦ 食品納入業者に起因する場合は、当該業者に異物が混入している食品を見せて注意し、混入原因と今後の対策等について明記した「てん末書」(任意書式)を提出させる。
- ⑧ 注意喚起、対策を行っていると言い難い状況の場合は、当該給食調理業務委託について見直しを検討する。

2 保育園給食調理委託業者における対策

(1) 食材の検収

① 検収は、指定の場所において行い、品名、数量、品質、鮮度、品温、袋の汚れ、破れその他の包装容器等の状況、異物混入及び異臭の有無等について点検する。

② 原則として、生鮮食品である食肉類及び魚介類等については当日に納入を受けるとともに、1回で使い切る量を購入する。

※検収…品物の鮮度、品質、量、温度、衛生状態等を確認して受け取ること。

(2) 検収時に異物を発見した場合の対応

① 食品納入業者に異物を示したうえで速やかに保育園長に報告する。

(3) 給食施設及び設備の点検

① 調理場内は、部外者の立ち入りを禁止する。やむを得ず部外者が立ち入る場合には、衛生的な服装を身に付け、手洗い及び手指の消毒を行ってから立ち入る。立ち入りの状況について記録し、退出後、施設等に異常がないか確認する。

② 調理員は、調理場に入る前に被服点検を実施し、着衣のゴミ、髪の毛等を除去する。

③ 調理場には、調理等に不要なものを持ち込まない。

④ 調理開始前及び終了後に施設内の調理機器を必ず点検し、部品の破損による給食への混入を防ぐ。

⑤ 施設及び設備の異常を確認し、異常があった場合は速やかに保育園長に報告する。

⑥ 衛生害虫対策を含む施設の衛生対策に努める。

(4) 調理器具等に破損を発見した場合の対応

① 破損した調理器具等の詳細について、保育園長に報告する。

② 破損した調理器具等が調理場内等に落下していないか調査する。また、破損した器具等が混入しているおそれのある食品を特定し、異物を取り除く。

③ 状況に応じ、「報告書」（別紙様式1）に記録する。（破損器具名、混入した料理名、状況、写真等）とともに、破損の原因を究明し、こども教育課とともに再発防止策を講じる。

(5) 調理過程

- ① 検収、下処理及び調理のすべての段階で複数の調理員で目視を徹底することにより、異物混入の防止に努める。
- ② ビニール袋に入っている食材をはさみで切って開封する際には、切れ端が出ないように二度切りをしないほか、最後まで切り落とさない。また、シールの貼付部は切らない。
- ③ 野菜、果物等の下処理は、流水で三度洗浄する。加熱せずに提供する果物等は、流水による洗浄の後消毒し、再び流水で洗浄する。
- ④ 調理の際ビニール手袋を着用する場合は、着用前に手袋に穴が開いていないか確認するほか、作業後に穴や破れがないか確認する。

(6) 調理作業中に異物を発見した場合の対応

- ① 異物が混入している食品をそのまま保存し、保育園長に報告する。食品からすべての異物を取り除くことが不可能な場合についても同様とする。
- ② 異物の混入が調理場に起因する場合は、混入原因を調査するとともに、再発防止策を講じる。

(7) 衛生教育

- ① 保育園給食調理委託業者は、年1回以上衛生講習会等を実施し、異物混入防止対策の徹底と意識の向上を図る。

3 保育園における対策

(1) 保育園内での衛生管理

- ① 配膳室、ランチルーム等の衛生管理に努め、生ゴミ、残菜等を置かない。
- ② 保育園職員は、保育園給食調理委託業者とともに食器及び食缶に異常がないか確認する。
- ③ 保育園長は、保育園給食調理委託業者から、破損した調理器具等について報告を受けた場合は、こども教育課（児童係）に概略を報告し、今後の対応について指示を仰ぐとともに、必要に応じて禁口伝票を作成する。
- ④ 保育園長は、保育園給食調理委託業者から、食材の検収または調理作業中に異物発見の報告があった場合、食材に起因する場合は食品納入業者に異物を示したうえで速やかにすべてを返品し、代替品について検討する。
- ⑤ 発見した異物以外にも混入しているおそれがある場合等、異物の混入状況によっては、代替品を使用する。不可能な場合は、当該食品を給食に使用しない。

- ⑥ こども教育課（児童係）に概略を報告し、今後の対応について指示を仰ぐとともに、禁口伝票を作成する。（業者名、食品名、異物名、対応、写真等）

（２）クラスにおける給食時の対応

クラス担任は他の保育士と協力して、次のことを園児に指導及び実施する。

- ① 給食当番が着用するエプロン等に、異物等が付着していないことをクラス担任又は他の保育士が確認のうえ作業を行う。
- ② クラスでの配膳は、クラス担任の管理（しゃもじ等で動かして異物がないか目視で確認する）・指導のもと、異物が混入しないよう厳重に注意し、クラス担任は他の保育士と協力して盛り付け作業を行う。
- ③ 食べる前に、異物がないか確認してから食べる。
- ④ 残っている給食を配るときは、必ず保育士が行う。
- ⑤ 給食終了後、異物の混入がなかったことを確認する。
- ⑥ 破損した器具等の発見が不可能な場合や、確認した破損以外にも異物が混入しているおそれがある場合は、混入しているおそれのある食品の提供を中止する。

4 食の安全に対する指導【異物混入事故発生時の対応】

(1) 非危険異物の場合

※非危険異物：毛髪、食材の包装材料の切れ端等、健康への影響度が小さいと考えられるもの。

ただし、大量に混入していた場合は、危険異物の場合と同様に対応する。

① 保育園の対応

※ クラス担任は、食缶に入った状態で異物を発見した場合は、混入した部分を取り分ける等、安全性を確認のうえ、給食を提供する。

※ クラス担任は、食器に入った状態で異物を発見した場合または、園児自身が喫食中に発見した場合、既製品であれば新しいものと取り替え、調理したものであれば新しい食器に盛り直す。

※ クラス担任は、異物が混入した状態の食器等をそのまま保存し、保育園長に異物混入の状況を報告する。

※ クラス担任は他の保育士と協力して、クラス内等に異常がないか調査する。

※ 保育園長は保育園給食調理委託業者の現場担当者へ連絡する。

※ 保育園長は、現場の状況を確認し、他のクラス内等にも同様の異常がないか調査すると同時に、すみやかにこども教育課（児童係）に概略を報告する。

※ 保育園長は必要に応じて被害園児の保護者への説明と謝罪をおこなう。（発見後の経過、当面の対応策及び再発防止策について説明し謝罪する。）

※ 保育園長は必要に応じてこども教育課（児童係）に禁口伝票を作成し回付する。

② 保育園給食調理委託業者の対応

※「報告書」（別紙様式1）を作成し、すみやかにこども教育課（児童係）へ報告する。（混入原因が食材納入業者または既製品製造業者にあることが明らかでない場合を除く。）なお、混入原因が保育園給食調理委託業者にあると考えられる場合は、同報告書において、原因を調査し再発防止策を講じる。

③ こども教育課の対応

※ こども教育課（児童係）は、必要に応じ「報告書」（別紙様式1）を保育園給食調理委託業者から提出させると同時に、また保育園長からは別途「禁口伝票」を提出させ、こども教育課長に報告する。こども教育課長は必要に応じて町長、副町長及び総務課長に報告する。

※ 混入原因が食材納入業者または既製品製造業者にあると考えられる場合は、原因を調査し、再発防止策を講じる。

2 危険異物の場合

※危険異物：金属、ガラス、硬化プラスチック、有毒な虫及び有害物質の混入が疑われる場合。異臭味があり園児の健康に影響を及ぼすと判断されるもの。
(判断に迷うときは、こども教育課（児童係）の指示を仰ぐ。)

① 保育園の対応

※ クラス担任は、園児から異常の訴えがあった場合、ただちに混入献立の喫食停止を指示するとともにそのまま保存し、保育園長に報告する。

※ 園児が口に入れた場合は健康観察を行い、必要に応じて保護者への連絡とともに病院への搬送を行う。

・園児 ⇒ クラス担任 ⇒ 保育園長（園長不在時は主任保育士）

※ 保育園長は必要に応じて、全クラスに混入献立の喫食停止を指示し、概略をこども教育課（児童係）及び保育園給食調理委託業者の現場責任者へ連絡する。

・保育園長 ⇒ こども教育課（児童係）

・保育園長 ⇒ 保育園給食調理委託業者の現場責任者

※ 園児の被害状況を把握する。

※ 当該園児及び関係園児から異物混入の状況について事情聴取し、記録する。

※ 園児が動揺しないよう心理的なケアを行う。状況に応じて、専門家（保健師等）や関係機関と連携して対応する。

※ 異物が入っていた食器及び食缶は、調査のため現状のまま保存しておく。

※ 食材納入業者に確認し、製造（加工）、包装及び配送の各過程における混入の可能性を調査させる。

※ クラス内等に原因がないか調査する。

※ 被害園児の保護者への説明と謝罪。（状況に応じて対応）

・発見後の経過、当面の対応策及び再発防止策について説明し謝罪する。

※ 保育園長はこども教育課（児童係）に対し、詳細について禁口伝票を作成し報告する。

※こども教育課（児童係）と連携し、状況に応じて保護者説明会を開催する。

※こども教育課（児童係）と連携し、状況に応じて町内保育園に通うすべての保護者に対する説明と、お詫び文書を配布する。

② 保育園給食調理委託業者の対応

※ 現場責任者が状況を確認し、異物等は保育園長へ提出する。

※ 混入原因を調査する。

・保育園給食調理委託業者は記録や聞き取り等から、当日の食材の検収時及び

調理時の外観等の異常の有無を確認する。

- ・異物が食材の包材、調理機器又は器具の素材と一致していないか確認する。
- ・調理工程を確認し、調理機器、器具、施設等の異常の有無を確認する。
- ・調理から配膳に至るまでの過程に関わる者の不注意の有無を確認する。

※ 混入原因が保育園給食調理委託業者によることが明らかな場合は、こども教育課（児童係）の要請を受け、すべての保護者に対する説明及びお詫び文書の配布等に連携して対応する。

② こども教育課の対応

こども教育課（児童係）から以下に掲げる関係機関に対し、速やかに連絡するとともに、保育園給食調理委託業者及び保育園と連携して対応する。

※ 保育園給食調理委託業者が、調理を行っているすべての保育園に対して、異物混入献立の喫食停止を指示する。

※ 保育園給食調理委託業者が、調理を行っているすべての保育園に対して、異物混入、健康被害がないか確認する。

※ 町長、副町長、教育長、総務課長、総合政策課長

※ 議会事務局

※ 佐久保健福祉事務所

※ 軽井沢警察署（異物の種類や園児の被害状況を把握してから、保育園長等との協議により調査依頼等について検討する。）

※ 公表（報道関係者への連絡、記者会見等）

※ すべての保護者に対する説明及びお詫び文書の配布（状況に応じて）

④ 改善策の検討

※ 保育園給食調理委託業者は、調理場や食材について考えられる原因に応じて、再発防止策を講じる。

※ こども教育課（児童係）、食材納入業者又は既製品の製造業者に起因した場合は、検査結果及び再発防止策について記載した「てん末書」（任意書式）を提出させる。

※ 保育園に原因があった場合は、保育園長、こども教育課（児童係）が再発防止策について協議する。

※ こども教育課（児童係）は、原因が解明できず、効果的な改善策を講じることができない場合であっても、混入の可能性について調査し、異物混入リスクの軽減に努める。

【軽井沢町保育園給食異物混入対策委員会】

保育園給食における異物混入事故が発生した場合には、原因究明のための調査及び再発防止策の検討を行うため、必要に応じて「軽井沢町保育園給食異物混入対策委員会」を設置する。委員の構成は軽井沢町保育園給食献立作成会議メンバーとする。